

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、請求人に対し、同1記載の本件脱退手当金を支給することを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇社会保険事務所にに対し、請求者として標記の被保険者であった者であるA(以下「亡A」という。)の名前を表示した「厚生年金保険脱退手当金裁定請求書」と、「死亡した受給権者」欄に、亡A名及び「死亡した年月日」を「昭和〇年〇月〇日」と記載し、「請求者」欄に「続柄」を「妻」として請求人名を記載した「国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書」(以下、上記の請求書と併せて「本件支給請求書」という。)を提出し、亡Aの遺族であるとして、亡Aが死亡したことにより支給されるべき脱退手当金(以下「本件脱退手当金」という。)を支給することを請求した(以下、この請求を「本件支給請求」という。)

2 〇〇社会保険事務所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「故A様の脱退手当金につきましては、被保険者であった者の死亡日(昭和〇年〇月〇日)より5年を経過しており、時効が完成しているため。」として、本件脱退手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その理由は、次の趣旨を主

張しているものと解される。

「略」

第3 当審査会の判断

1 本件脱退手当金の支給について適用されるのは、労働者年金保険法中改正法律(昭和19年法律第21号)による改正後の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)であると解されるところ、同法第48条第1項には、被保険者であった期間が3年以上20年未満である者が業務外の事由により死亡したときは脱退手当金が支給される旨、第49条ノ3には、被保険者であった期間が6月以上3年未満である者が業務外の事由により死亡したときは第48条第1項の規定にかかわらず勅令の定めるところにより脱退手当金が支給される旨がそれぞれ規定され、第30条ノ2には、「被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金ハ之ヲ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス」と、第5条には、「脱退手当金・・・ヲ受クル権利ハ5年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」とそれぞれ規定されている。

2 本件の場合、仮に、亡Aが上記の規定による脱退手当金の支給対象となる要件を満たす者であったとしても、同人は昭和〇年〇月〇日に死亡したとされていることは当事者間に争いがなく、本件記録中の資料によっても認められるところ、本件支給請求書が提出されて本件脱退手当金の支給を求める本件支給請求が行われたのは、第2の1記載のように、平成〇年〇月〇日であり、原処分は、第2の2記載のように、「故A様の脱退手当金につきましては、被保険者であった者の死亡日(昭和〇年〇月〇日)より5年を経過しており、時効が完成しているため」との理由で、本件脱退手当金を支給しないとしたものであるから、それは、本件脱退手当金の支給請求が本件支給請求によって行われたものであることを前提とし、それに対する応答として行われたものであることは明らかであり、この前提をとる限りにおいては、関係法令に則つ



とにならざるを得ない。また、仮に、③の場合に当たるとすれば（なお、本件返戻が①ないし③のいずれに該当するかは、上記のように、にわかには断定することはできないが、請求人の記憶によれば、本件返戻の際、「略」旨いわれたということであることをも勘案すると、強いていえば、本件返戻は、①又は②の場合ではなく、③の場合に当たるものと解するのを相当とするといえなくもない。）、当初支給請求については、それに対する応答があったことになるから、その応答が適正なものであったといえるか否かはともかく、請求としては存続していないことになる。この点に関し、請求人は、「本件返戻が、それによって当初支給請求を却下したものであるとすれば、その却下は無効である」と主張するのであり、たしかに、本件返戻をもって当初支給請求を却下したものとすると、それは様式等において不当なものといわなければならないが、それゆえに直ちに当然に無効とまで解することはできないというべきである。なお、本件返戻によって当初支給請求を却下する旨の決定がなされていたことになるのであれば、旧厚生年金保険法第62条第1項は、「保険給付ニ関スル決定ニ不服アル者ハ中央社会保険審査会ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得」、同法第66条は、「審査ノ請求、訴ノ提起・・・ハ処分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ30日以内ニ之ヲ為スベシ」と、それぞれ規定していたところ、本件手続の全趣旨によれば、本件返戻による却下決定について、上記の規定による審査の請求が行われることがなかったことは明らかであるから、現段階において、この却下決定の当否を争うことができないことはいまでもない。

(4) 以上によれば、当初支給請求は本件支給請求時まで存続していたとはい

えないと解するのが相当であり、この存続を前提とする請求人の主張は、その余の点について検討するまでもなく、採用できないというほかはない。

4 よって、原処分は関係法令の規定に則ったもので、不当な点もないものであり、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。